

自己点検報告書

目次

はじめに

第1章 教育の理念及び目標

第2章 研究教育組織

第3章 学生の受け入れ

第4章 教育の内容及び方法

第5章 教育の成果

第6章 学生支援

第7章 施設設備

第8章 FD 及び質保証・評価体制

第9章 財務

第10章 管理運営及び情報公開体制

* * *

はじめに

高等司法研究科では、平成 20 年度の法科大学院認証評価の受審に備えて、平成 19 年度に研究科としての教育研究活動の全般について自己点検評価を行った。この準備作業を経て認証評価を受けたことで、いくつかの指摘事項はあったものの、本研究科は法科大学院認証評価基準のすべてに適合しているとの評価を受けることができた。この前回の自己点検評価の後、本研究科では、教員の教育研究活動等については、毎年、自己点検を行うとともに、各年度の教員の活動状況について研究科ホームページで公開してきた。また、本研究科では、毎年 1、2 回、外部評価組織である高等司法研究科アドバイザリーボード委員会による外部評価を受け、その時々の研究科の活動状況について外部の学識経験者等の意見を聴いている。

自己点検評価、独自の外部評価、法科大学院認証評価の 3 種類の評価により、研究科の活動を不斷に向上させていくという、評価と改善のサイクルは本研究科においては確立してきたものと考えている。前回の全体的な自己点検評価から 5 年を経過したので、今般、第 2 回の自己点検評価を行い、本報告書を取りまとめることとした。

なお、本報告書で自己点検の対象としたのは、基本的に第 1 回の自己点検評価以降平成 23 年度までの状況であるが、平成 24 年度の取り組みについても、可能な限りで記述することとしている。

第1章 教育の理念及び目標

1 教育の理念及び目標

本研究科の教育の理念及び目標は、「新時代を担う、眞の Legal Professionals の育成」である。本研究科が養成しようとしているのは、高度の法的知識・能力はもちろん、それとともに豊かな人間性、厳しい職業倫理を備えた法曹であり、このような法曹を養成することにより、ひとりひとりの国民が、それぞれに社会的責任を持った主体として、自由かつ公正な社会の構築に参画することが求められる社会に貢献したいと考えている。

この目標を達成するために、本研究科は下記の4つの点を柱として教育課程を構築している。

【第1の柱】少人数教育・段階的かつ完結的履修の実現

本研究科は、プロセス重視の法曹養成教育の理念に基づいて、学年毎に段階的かつ完結的な履修を可能にする授業科目の配置を行い、積み上げ型の学習を徹底するカリキュラムを設定している。また、それと同時に、学年進行に合わせて基礎から応用発展へ、個別分野から分野横断的領域へ、そして理論的基礎から実務へと有機的に関連づけられた学習が可能となるように、きめ細かく科目を配置している。さらに加えて、ビジネス法に関する科目を充実させ、履修のモデルを示し、学生の選択の便宜を図り、学習の幅を広げている。また、平成18年からコンタクト・ティーチャー制度（コンティー制度と略称している）を設け、専任教員に各学年数名ずつの担当学生（教員1人あたり15名程度）を割当て、定期的な面談などを通じて学生個人の個性、能力、置かれた状況を教員が把握し、個々の学生に対して適切な助言や指導を行うことを可能にしている。そして、これらの情報を教員間で共有し、個としての学生の指導に教員全体で力を注いでいる。

【第2の柱】理論と実務を架橋する実践的能力の涵養

第2に、本研究科は、従来の司法修習制度における前期修習に代わる教育が法科大学院に要請されていることに鑑み、実務的な側面を有した授業科目を多数設け、理論と実務を架橋する教育を実践している。すなわち、法律実務基礎科目を各学年に配置し、学生がより多くの実務科目を学べるように配慮するとともに、授業運営に関して研究者教員が授業科目の運営責任者となること等により、研究者教員と実務家教員が協力する体制を整えている。また、平成19年度に採択された、専門職大学院教育推進プログラム「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成—プロセスとしての紛争解決に向けて—」により、紛争の予防、合意による解決、紛争後のケアの問題までを視座にいれた教育プログラムを実現するため、研究者教員と実務家教員が協力して積極的に教材開発を行い、同プログラムによる助成終了後も研究科独自の取り組みとして、その教材開発を継続している。これらの取り組みにより、実務において必要とされる実践的能力の涵養を図っているのが本研究科の特徴である。

【第3の柱】複眼的思考による深く洞察する力と国際性の涵養

第3に、本研究科は、隣接社会科学系研究科（法学研究科、国際公共政策研究科、経済学研究科・社会経済研究所）との連携によって、幅広い視野と国際的な視点を兼ね備えた法曹となるために必要な授業科目を提供している。21世紀の法曹には、人間や社会の在り方に関する幅広い関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力によって、既存の法律知識を批判的に検討しながら発展させていく創造的な思考力が求められるのであり、同時に、それが豊かな人間性と高い倫理性によって包摂されていることが求められるからである。この点は、大阪大学全体の主要な教育目的に挙げられる「コミュニケーション力の育成」にも資するものである。

【第4の柱】現代社会の諸問題へ柔軟に対応する力の涵養

第4に、本研究科は、社会の変化、科学技術の発展、世界の動向にも柔軟に対応しうる能力を養うために、幅広い教養と最先端の科学技術に関する新しい知識を身につけさせるための授業科目を提供している。このことを通じて、現代社会が惹起する問題にも柔軟に対応しうる法的な能力を養うことを目指している。また、このような科目の展開は、大阪大学全体の主要な教育目的に挙げられる「高度教養プログラム」の要請にも、専門職大学院の枠内で応えるものといいうる。

以上の、本研究科の教育の理念及び目標並びにこの目標達成のための4つの柱は、研究科案内、本研究科ホームページ「理念と戦略」・「アドミッション・ポリシー」に明確に記載され、公表されている。

法科大学院認証評価基準（以下破線囲み内に掲げたものは、同基準である）

基準1－1－1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

2 教育の理念及び目標の達成状況

平成23年度において、収容定員260名に対して在籍者数は243名であり、司法試験合格状況については、平成21年は出願者数199名（受験者は155名）、最終合格者52名、平成22年は出願者数245名（受験者は180名）、最終合格者70名、平成23年は出願者数212名（受験者は171名）、最終合格者49名、平成24年は出願者数220名（受験者は177名）、最終合格者74名である（研究科案内参照）。また、司法試験合格者以外の修了生の進路としては、公務員36名、隣接職種（司法書士等）5名、その他企業等16名、他大学院への進学1名を研究科として把握している。

法科大学院評価基準1－1－2の解釈指針1－1－2－1は、以下のように記載されている。

「各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）、並びに修了生の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律

知識等を必要とする職域への進路及び活動状況をいう。以下同じ。)、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。」

この解釈指針で求められている情報のうち、司法試験合格者数以外の修了生の進路に関する情報は、平成 23 年度までは公表していなかったが、平成 24 年度に研究科ホームページにおいて、すべて公表した。

基準 1－1－2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

3 第 1 章の点検結果と課題

修了生の活動状況について適切な広報を行うことは、本研究科の教育活動が研究科の理念に基づいて適切に行われていることを社会に広く認知してもらうために重要である。そのことに鑑みて、平成 24 年 9 月発行の OULS ニューズレター 9 号は、修了生特集号として各分野で活躍する修了生の近況を伝えている。今後もホームページや様々な媒体を活用して、修了生の活動状況について情報を公開する措置をとる必要がある。

第2章 研究教育組織

1 教員の資格及び評価

本研究科は、入学定員が 80 人で、法科大学院の設置基準により必要とされる専任教員数を上回る 25 名の専任教員を配置している。そのうち、実務家・みなし専任教員は 3 名である。また、兼担・兼任教員を 78 名採用している（研究科ホームページ「概況」参照。教員数は平成 24 年度のものである）。専任教員は、まず、本研究科の教育課程における第 1 の柱（「少人数教育と段階的かつ完結的履修の実現」）に関わって、各科目分野の必修科目のほとんどの科目を担当しているとともに、実務家経験を持つ教員が加わることで理論と実務を架橋する内容が担保されている。また、第 2 の柱（「理論と実務を架橋する実践的能力の涵養」）に関わって、おもに「法律実務基礎科目」についても、実務経験の豊富な実務家専任教員、実務家みなし専任教員を基準以上の員数で配置し、彼らが中心となって科目を担当し、あるいは科目に関わる多くの非常勤講師間の連携協力をとりまとめるコーディネーター教員としての役割を果たしている。さらに、第 3 の柱（「複眼的思考による深く洞察する力と国際性の涵養」）・第 4 の柱（「現代社会の諸問題へ柔軟に対応する力の涵養」）に関わっては、おもに基礎法学・隣接分野、展開・先端科目分野においても専任教員を多数配置し、これらの専任教員がコーディネーターとしての役割を果たしている。とくに展開・先端科目分野においては、本研究科の特色である文理融合分野の科目に多くの専任教員が関わり、知的財産法分野をはじめとするビジネスローフィールドにおいても手厚く専任教員を配置している。

また、基礎法学・隣接分野と展開・先端科目分野については、本研究科と教育課程上密接な関係のある法学研究科と国際公共政策研究科による全面的な連携協力関係を得て、多彩な科目配置が可能となっている。

基準 8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本研究科の専任教員には、それぞれ専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有している者、高度の技術・技能を有する者、又は、特に優れた知識及び経験を有する者を配置している。

専任教員のうち、みなし専任教員でない者については、各教員が 1 年間の研究、教育、管理運営および社会貢献の活動状況について報告し、それを、毎年「各教員の活動の自己点検」として、本研究科ホームページに掲載している。この記載が示すように、各教員が、毎年、相当の研究上の業績を挙げている。また、実務家教員として、裁判官 9 年と訟務検事 4 年の経験を持つ教員が 1 名、20 年近くに及ぶ企業における知的財産法に関する法務経

験を持つ教員 1 名が存在し、理論と実務との架橋を意識した教育課程の構築において重要な役割を果たしている。また、みなし専任教員 3 名は、いずれも裁判官、検察官、弁護士としての十分な実務経験を有している。

*資料 教員の配置状況（研究科 HP「概況」欄より）

教員数		(平成 24 年 5 月 1 日現在)				
区分	専任教員					兼任・兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合計	
教授	15	0	2(1)	3(3)	20(4)	
准教授・ 講師・助教	5	0	0(0)	0(0)	5(0)	78

(注)1. 括弧内は、内数で法曹としての実務の経験を有する者的人数を示す。
 2. 「専任教員」欄の「専」については法科大学院のみの専任教員数、「専・他」については法科大学院の専任であり、かつ他の学部・大学院(修士課程)の専任教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数を示す。

基準 8－1－2：重点基準

基準 8－1－1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本研究科においては、教員の採用及び昇任に関しては、「大阪大学高等司法研究科人事議事規程」が定めるように、本研究科教授会の議を経ることが必要である。そして、「教員の昇任及び採用の手続に関する内規」に基づき、昇任と採用を含めた人事が計画的に行われるよう、人事計画が策定され、これに基づいて人事を計画的に行う体制を整備している。昇任と採用を含めた人事の計画的な実施については、少なくとも 10 年タームでの人事構成

の変化を想定しなければならない。この判断のもとに、本研究科では、研究科長が人事委員会に教員の年齢（とくに採用計画については定年）、研究業績、教育活動、学外での活動などを考慮に入れた具体的な人事計画を策定させ、教授会で決定している。その際、上記内規第1条に規定するとおり、人事計画の策定の際には、各専門分野を含めて広く関係者から意見を聞き、また実際上、人事委員会の人的構成についてもできるだけ客観性が担保されるように配慮している。

そして、採用人事を行う場合には、これまでの教員が担当してきた科目に固定して考えるのではなく、本研究科の教育課程上の必要性を十分考慮に入れながら、別の科目あるいは新規科目を担当できる能力のある教員の採用人事を進める可能性を含めて検討している。採用にあたっては、上記内規に従って、教員の教育上の指導能力等に関する厳格な審査手続に則って、審査を経た上で決定している。昇任人事を行う際も、その審査手続は、採用の場合と同様、厳格な審査を経て決定している。

いずれの場合においても、まず、3名の審査委員が、対象者についての教育・研究等に関する業績調書と関連業績をもとに、担当科目に適合した教育上の指導能力、研究能力等を審査し、審査結果に関する報告書を作成することとなっており、教授会はこれをもとに採否を決定している。

兼任教員、兼任教員についても、上述した教育・研究等に関する業績調書に基づいて、担当科目に適合した教育上の指導能力、研究能力があることを適切に評価したうえで授業担当の依頼を行っている。

基準8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

2 専任教員の配置及び構成

本研究科の専任教員は25名（うち、実務家・みなし専任教員は3名）であり、法科大学院の設置基準により必要とされる数以上の専任教員を配置している。この専任教員は、本研究科の専任教員であるとともに、その半数以上である20名が教授である（上記教員の配置状況参照）。

基準8－2－1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容

定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

法律基本科目中の専任教員（みなし専任教員を除く）の配置数は、憲法3名、行政法1名、民法4名、商法2名、民事訴訟法4名、刑法2名、刑事訴訟法2名であり、法律基本科目については、すべての分野において、当該科目を適切に指導することができる専任教員が配置されている。

*資料 科目別の専任教員配置状況（研究科HP「概況」欄より）

科目別専任教員数							(平成24年5月1日現在)		
法律基本科目							法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法			
3	1	4	2	4	2	2	9	1	12

(注)科目別延べ人数

基準8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

上述の法律基本科目以外についても、基礎法学・隣接科目については1名の専任教員、展開・先端科目については12名の専任教員が配置されており、専任教員の科目別配置のバランスは適正である。このような専任教員のバランスのとれた科目別配置により、法律基本科目の大半は専任教員が担当し、とりわけ、必修科目については、ほとんどが専任教員によって担当されている。

法科大学院評価基準8-2-3の解釈指針8-2-3-1は、次のように定めている。

『専任教員の科目別配置等のバランス』については、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に、各法科大学院の教育の理念及び目標に応じた専任教員が置かれていること、及び専任教員の年齢構成に著しい偏りがないよう努めていることが必要である。』

本研究科の専任教員の年齢構成は、教授が41歳～50歳の者の数と51歳～60歳の者の数がほぼ同数となっており、准教授5名は30代と40代前半であるから、その年齢構成に著しい偏りはない。

基準8－2－3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目について、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

みなし専任教員3名は、いずれも、専門分野における5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である。また、みなし教員以外の専任教員のうち2名の実務家教員も同様である。すなわち、本研究科の必要専任教員数2割以上となる5名の教員が、専門分野における5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有している。これらの教員は、本研究科において、その実務経験を活用するにふさわしい授業科目を担当している。

なお、実務家教員5名のうち、4名は、法曹としての実務の経験を有している。

基準8－2－4：重点基準

基準8－2－1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

基準8－2－5

基準8－2－4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

3 教員の教育研究環境

本研究科では、専任教員の授業負担が、本学の他研究科及び学部の授業を含めて、年間20単位以下となるように努めている。

本研究科においては、研究専念期間が与えられるように、サバティカル制度を整備した。この制度により、毎年法学研究科と合わせて4名までの教員が半期の研究専念期間が与えられるようにしている。また、准教授の長期在外研究（最長2年）の制度も設けており、平成20年度以降平成24年度までに本研究科所属の2名の准教授が利用した。サバティカルに関しては、同期間に2名が利用している。

本学は、教員の職務を補助する制度として、SA（ステューデント・アシスタント）制度、JTA（ジュニア・ティーチング・アシスタント）制度及びSTA（シニア・ティーチング・アシスタント）制度を設けており、本研究科は、特にSA制度及びJTA制度を活用している。また、教育上及び研究上必要な法情報（文献、法令・判例など）に関して、本研究科と法学研究科が共同で管理運営する資料室に、法情報調査・収集に関する専門的能力を備えた常勤職員を4名配置している。さらに、教育・研究に関する事務的補助作業に関して、本研究科と法学研究科が共同で管理運営する研究準備室に、文献複写、教材作成等に関する

る補助作業を行う非常勤職員を 2 名配置している。

法科大学院評価基準 8-3-1 の解釈指針 8-3-1-1 は、次のように定めている。

「各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間 20 単位以下であることが望ましい。なお、年間 30 単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。」

本研究科に所属する各教員の、本学における授業負担は平均的には 12 単位前後であり、他大学の非常勤を含めた授業負担が 30 単位を超えることはない。

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

4 第 2 章の点検結果と課題

本研究科では、創設以来長らく、退職者の補充を除き、固定したスタッフで教育を行ってきた。また、平成 23 年度までは、本研究科所属教員のうち数名が時限措置として認められていた、いわゆるダブル専任として、法学研究科の専任教員を兼ねていた。本研究科では、ダブル専任を平成 23 年度末に完全に解消するとともに、法学研究科との配置換えを行い、本研究科から 5 名が法学研究科に、3 名が法学研究科から本研究科に所属替えとなった。これにより、所属教員の年齢構成のうえでも、若干の若返りが図られている。

ただし、今後とも教員の年齢バランスにも配慮しつつ、配置換えや退職教員の補充を行っていく必要がある。

第3章 学生の受け入れ

1 アドミッション・ポリシー

本研究科は、その教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシーを設定し、研究科ホームページにおいて公表している。学生募集要項において、その要旨を記載するとともに、「詳細については、研究科ホームページに掲載しています」と記載している。また、本研究科の現況やカリキュラム等の入学志願者にとって必要な情報も、研究科ホームページ、研究科案内に掲載し、事前に周知するよう努めている。

基準 6－1－1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

入学者選抜業務の実施体制に関しては、本研究科アドミッション委員会が作成し、教授会において周知している各選抜の実施要領によって、責任体制と業務分担を明確にしている。すなわち、研究科長を総括責任者とし、副研究科長を実施責任者、事務部の事務長を事務実施責任者とすることで、研究科全体で取り組む体制を確立している。これまで入学者選抜の実施に関して問題文等にミスが生じたことはない。

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

本研究科の入学者選抜は、すべての法曹希望者に門戸を開き、法曹となる能力・適性の有無について判定するものである。入学者選抜試験は、社会人・他学部出身者を対象とする特別選抜と、とくに特別の受験資格を定めない一般選抜の 2 種類を実施している。合否判定に用いる要素としては、適性試験の点数、大学（学部）の成績、志望理由書等の書類審査の点数に加えて、特別選抜については面接の点数、一般選抜については小論文の点数を考慮している。各判定要素の配点は、学生募集要項であらかじめ公表しており、各判定要素の点数化についても、あらかじめ定めた基準に従って客観的に行っている。

また、本学出身者を優遇するような制度は設けていない。実際には、特別選抜と一般選抜を合わせた全合格者 206 名のうち、出身大学が本学である者は 46 名で一番多いが、これは出願した本学出身者に優秀な者が多いためであると思われ、次に多い京都大学出身者が 31 名、神戸大学出身者が 22 名、同志社大学出身者が 20 名であることに鑑みると、本学出

身者の割合が著しく高いとまではいえない（研究科案内参照）。さらに、入学者に対して本研究科への寄附等の募集を行っていないので、入学前の寄附等が合否判定に影響を与えるという問題は生じる余地がない。加えて、身体に障害がある者については、受験上及び修学上の特別の配慮の希望がある場合には、相談を受け付けており（学生募集要項参照）、アドミッション委員会が等しく受験の機会を確保するための措置についての検討を行っている。

以上のように、本研究科の入学者選抜においては、公平性及び開放性が確保されている。

基準 6－1－3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

本研究科の入学者選抜は、特別選抜と一般選抜の区別に従い、上述した判定要素を点数化して行っている。判定要素の配点は、特別選抜については、適性試験 40 点、大学の成績 10 点、面接 50 点であり、一般選抜については、適性試験 20 点、大学の成績 15 点、志望理由書 15 点、小論文 50 点である（学生募集要項参照。ただし、配点は年度ごとに若干の変更をしている）。このうち、適性試験の結果については、適性試験が判断力、思考力、分析力、表現力を判定する試験であり、法科大学院に高度な法律知識の修得のためには、これらの一般的な学力が不可欠であることに鑑み、上記のように、これを入学者選抜にあたっても配点を比較的多くして重視している（なお、大学入試センター実施のものと、日弁連法務研究財団実施のものが存在した年度においては、いずれでも出願を認めていたため、法務研究財団から提供される概算表に基づいた点数換算を用いていた）。

基準 6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、判定要素として、適性試験、大学の成績、面接試験（特別選抜）、小論文試験（一般選抜未修者コース）のほかに、志望理由書を含めている（志望理由書の評価においては、「多様性への寄与」を評価項目としており、大学の在学者については、法学分野以外の知識を修得していることや課外活動等の実績を有していることを評価することとし、また、実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を有していることを評価する仕組みを作っている。本研究科においては、上記のことと加えて、他学部出身者又は社会人経験者を対象とする特別選抜の実施時期を、社会人であっても、辞職ないし休職して入学後の勉学条件を整える時間的猶予を確保できるようにするために、早めに設定する（第 2 次選抜試験を 9 月に実施し、10 月に合格発表を行っている）ことにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるように、具体的には、他学部出身者又は社会人経験者を 3 割以

上入学させるように努めている。実際の、入学者数に占める他学部出身者又は社会人経験者の占める割合は、平成 21 年度 20%、平成 22 年度 25%、平成 23 年度 25%、平成 24 年度 9% となっている（研究科ホームページ「概況」参照）。なお、他学部出身者又は社会人出身者の入学者は、平成 24 年度において急激に減少したが、これは特別選抜の合格者のうち、入学した者の数が平成 24 年度において極端に少なかったためである。

法科大学院評価基準 6－1－4 の解釈指針 6－1－4－2 は、次のように定めている。

「入学者選抜において、適性試験の成績が、適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らし、適切に利用されていることが必要である。」

これを受けて、本研究科では、平成 25 年度入試から適性試験の最低基準点を設定することとした。

*資料 平成 25 年度募集要項の出願資格の項

「出願時において次の各号のいずれかに該当する者で、「2012 年法科大学院全国統一適性試験」を受験し、その得点が本研究科の定める最低基準点※に達した者ある者

※ 最低基準点については、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね 15%を目安として設定し、研究科のホームページに速やかに公表します。」

基準 6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

2 収容定員及び在籍者数等

本研究科の入学定員は、平成 21 年度までは 100 人、平成 22 年度からは 80 人であり、平成 23 年度の収容定員は、260 名である。本研究科では、在籍者数が収容定員を上回ることのないように、入学者選抜における合格者数の決定を慎重に行っており、その結果、在籍者数は、平成 22 年度は 266 名、平成 23 年度は 243 名であって、収容定員を上回る状態が恒常的なものとなっていない（研究科案内参照）。

入学者選抜においては、入学者数が入学定員を大きく上回ることのないように合格者数の決定を慎重に行っており、その結果、入学者数は、平成 22 年度は 82 名、平成 23 年度は 86 名、平成 24 年度は 84 名であって、入学定員と乖離していない（研究科ホームページ「概況」参照）。

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、

在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善については、毎年、入学者選抜に関する事項を所管するアドミッション委員会において検討されている。入学定員については、在籍者数が収容定員を恒常に上回る状態になっていないこと、入学者選抜における競争倍率が低くないこと（平成 24 年度入学者選抜においては、志願者 602 名、合格者 206 名であった）のほか、専任教員数、司法試験合格状況等を総合的に考慮し、現時点では、これの見直しをする必要性はないと考えられている。

基準 6－2－3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

3 法学既修者の認定

本研究科では、創設当初は既修者の認定を合格者について行う内部振り分け方式を取っていた。しかし、この方法は認定する既修者の数が安定しないだけでなく、受験生の側から見ても入試の負担が加重であると感じられるため、敬遠される傾向があった。そこで、平成 20 年からは、既修者の募集定員を定め、既修者コース専願者には小論文試験を課さないこと、合否判定における法律科目試験の配点を高くすることなどの改正を行った。また既修者よりも未修者が多いことが本研究科の特徴であったが、入学定員を 80 名に減じた平成 22 年度からは、既修者の募集人員を概ね 50 人、未修者の募集定員を概ね 30 人とする改正を行った。

なお、法学既修者の認定に用いる試験としては、一貫して、既修者の認定が 1 年次の法律基本科目うち、必修科目の単位を一括認定するものであることに鑑み、それに相当する科目の法律科目試験を実施している。また、そのうちに極端に得点の低い科目がある場合には、合計点で合格最低点を上回っていても、不合格とすることがある旨を募集要項においても明示している。

*資料 平成 25 年度募集要項 「入学者選抜試験実施要領」

「法学既修者コースの入学者選抜にあたっては、書類審査、法律科目試験の成績により総合的に合否を判定しますが、法律科目試験の一部の試験科目の成績が著しく劣っている場合には、総合得点にかかわらず、不合格とすることがあります。」

基準4－3－1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

4 第3章の点検結果と課題

本研究科の入試制度は、創設以来、社会人、他学部出身者のための特別選抜制度を設けて入学者の多様性の確保を制度的に保障してきた。また、一般選抜においても、他の主要国立大学法科大学院の入試日程と異なる日程を設定することで、公平性を保ちつつ、他大学出身者の受験機会を保障し、かつ多数の志願者を確保することを可能にしてきた。しかしながら、このような入試制度は、大阪大学法学部出身の優秀な人材を他大学の法科大学院に相当数流出させていることや、多様性の確保のために維持してきた特別選抜によって入学を許可された者のうち、半数、あるいはそれ以上が入学しないという課題をかかえている。入学者選抜制度のあり方については、志願者の動向も踏まえつつ、不斷に見直しをする必要がある。

第4章 教育の内容及び方法

1 教育課程の編成（カリキュラム）

法科大学院認証評価基準は、以下のとおり教育課程の編成についてそのほとんどを重点基準として定めている。本研究科のカリキュラムは、すでに平成19年度の改正により、これらの基準を満たすものとなっている。しかし、本研究科では認証評価を受けた平成20年度以降も小幅なカリキュラムの変更を行ってきた。主な科目の改変は、以下のとおりである。

「リサーチ＆ライティング2」の新設（平成21年度）

「民事裁判入門」を「民事手続法概論」に変更（平成23年度）

「民事手続法概論2」の新設（平成24年度）

これらはいずれも、法学未修者への対応科目として開講していた科目を、法学既修者も履修できるようにするために行われたものである。

*資料：科目分類と開講科目の一覧（研究科HP掲載）

科目群	授業科目の名称	授業科目の種別	単位数	配当年次
法 律 基 本 科	憲法基礎1	必修科目	2	1
	憲法基礎2	必修科目	2	1
	憲法応用	必修科目	2	2
	行政法基礎	必修科目	2	1
	行政法応用1	必修科目	2	2
	行政法応用2	必修科目	2	2
	公法総合演習	選択科目	2	3
	民法基礎1	必修科目	4	1
	民法基礎2	必修科目	4	1
	民法基礎3	必修科目	4	1
民 事 科	民法基礎4	必修科目	2	1
	民法応用1	必修科目	2	2
	民法応用2	必修科目	2	2
	民法応用3	選択必修科目	2	2又は3
	民法応用4	選択必修科目	2	2又は3
会 社 科	会社法基礎	必修科目	4	1
	会社法応用1	必修科目	2	2
	会社法応用2	必修科目	2	2

	商法基礎	選択必修科目	2	2又は3
	コーポレート・ガバナンス	選択必修科目	2	2又は3
	民事訴訟法基礎	必修科目	2	1
	民事訴訟法応用 1	必修科目	2	2
	民事訴訟法応用 2	必修科目	2	3
	民事手続法概論 1	選択科目	2	1又は2
	民事手続法概論 2	選択科目	2	2
	民事法総合演習	選択科目	2	3
刑事系科目	刑法基礎 1	必修科目	2	1
	刑法基礎 2	必修科目	2	1
	刑法応用 1	必修科目	2	2
	刑法応用 2	選択科目	2	3
	刑事訴訟法基礎	必修科目	2	1
	刑事訴訟法応用	必修科目	2	2
	刑事法応用	必修科目	2	2
その他	刑事法総合演習	選択科目	2	3
	導入演習	必修科目	2	1
法律実務基礎科目	法曹倫理	必修科目	2	2
	裁判実務基礎(民事)	必修科目	2	2
	裁判実務基礎(刑事)	必修科目	2	3
	ベンチャーソシエティと法	選択必修科目	2	1,2又は3
	刑事法律文書作成 1	選択必修科目	2	2又は3
	刑事法律文書作成 2	選択必修科目	2	2又は3
	公法訴訟	選択必修科目	2	3
	先端訴訟	選択必修科目	2	2又は3
	弁護実務	選択必修科目	2	3
	エクスターインシップ 1	選択必修科目	2	2又は3
	エクスターインシップ 2	選択必修科目	2	3
	模擬裁判(民事)	選択必修科目	2	3
	模擬裁判(刑事)	選択必修科目	2	3
	リサーチ＆ライティング 1	選択科目	2	1
	リサーチ＆ライティング 2	選択科目	2	2
	特殊講義A	選択科目	2	1,2又は3

基礎法学	法理論	選択必修科目	2	1
	法理学	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	比較法史	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	法社会学	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	ローマ法	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	現代政治学	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	現代行政学	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	法と経済学	選択必修科目	2	2 又は 3
	財務報告戦略	選択必修科目	2	2 又は 3
	ネゴシエーション 1	選択必修科目	2	1,2 又は 3
特殊講義B		選択科目	2	1,2 又は 3
展開・先端科目	倒産法基礎 1	選択必修科目	2	2 又は 3
	倒産法基礎 2	選択必修科目	2	2 又は 3
	倒産法応用	選択必修科目	2	3
	倒産法演習	選択必修科目	2	3
	税法	選択必修科目	4	2 又は 3
	税法演習	選択必修科目	2	3
	経済法 1	選択必修科目	2	2 又は 3
	経済法 2	選択必修科目	2	2 又は 3
	経済法演習	選択必修科目	2	3
	知的財産法 1	選択必修科目	4	2 又は 3
	知的財産法 2	選択必修科目	4	2 又は 3
	A 知的財産法演習	選択必修科目	2	3
	労働法基礎	選択必修科目	2	2 又は 3
	労働法応用	選択必修科目	2	2 又は 3
	労働法演習	選択必修科目	2	3
	環境訴訟	選択必修科目	2	2 又は 3
	環境法	選択必修科目	2	3
	国際法 1	選択必修科目	2	2 又は 3
	国際法 2	選択必修科目	2	2 又は 3
	国際私法 1	選択必修科目	2	2 又は 3
	国際私法 2	選択必修科目	2	2 又は 3
	国際取引法	選択必修科目	2	2 又は 3
B	民事回収法基礎	選択必修科目	2	2 又は 3
	民事回収法応用	選択必修科目	2	2 又は 3
	情報法	選択必修科目	2	3

	企業課税法	選択必修科目	2	3
	消費者法	選択必修科目	2	3
	保険法	選択必修科目	2	2 又は 3
	金融法	選択必修科目	2	2 又は 3
	金融商品取引法	選択必修科目	2	3
	社会保障法	選択必修科目	2	3
	少年法	選択必修科目	2	2 又は 3
	技術知的財産法	選択必修科目	2	3
	国際知的財産法	選択必修科目	2	3
	ベンチャー法ワークショップ	選択必修科目	2	3
	国際法 3	選択必修科目	2	3
	国際民事訴訟法	選択必修科目	2	3
	特殊講義C	選択科目	2	1,2 又は 3

【備考】

「模擬裁判(民事)」及び「模擬裁判(刑事)」は、いずれか一方の科目しか履修することができない。

「エクスターーンシップ 1」及び「エクスターーンシップ 2」は、いずれか一方の科目しか履修することができない。

ところで、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成 21 年 4 月 17 日、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会。以下「特別委員会報告」とする）は、「法学未修者 1 年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を 6 単位程度増加させ、これを 1 年次に配当することを可能にする必要がある。その場合、自学自習時間の確保などに配慮するため、履修登録単位数の上限を 36 単位とするこれまでの考え方を原則として維持しながら、法学未修者 1 年次については、これを最大 42 単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要である。」とした。

この報告に沿ったカリキュラムの改変について議論した結果、本研究科では、単に 1 年次における学習範囲を拡大したのではなく、学生の消化不良を引き起こすおそれがあることを考慮し、従来 2 年次配当であった「民法基礎 4」を 1 年次配当とし、1 年次 1 学期の前半に憲法、民法、刑法の学習方法を学ばせる「導入演習」を設定することで、1 年次の法律基本科目の単位数を 4 単位増加させることとした。これに伴い、1 年次の履修登録単位数は、40 単位を上限とすることとした。

単位制度の運用（認証評価基準 2-1-9）に関しては、本研究科では半期 2 単位の科目については、通常授業 14 回の後に期末試験を行い、教員が採点をした後に、試験の講評を兼ねた総括授業を 15 回目の授業として実施することにより、段階的学習のための配慮をしつつ、15 回の授業に加えて試験を実施するという実質を維持してきた。ただし、レポート試験による科目など、試験の講評が必ずしも必要でない科目については、試験期間前の補講期間

に 15 回目の授業を実施していた。しかしながら、期末試験終了後に講評・総括のための授業を行ってきたところ、最後の授業が平常点の対象になり得ないことなどから、科目によっては学生の出席率がよくないなどの問題点が指摘されるようになった。そこで、平成 25 年度からは、15 回の授業を実施した後に期末試験を行い、講評・総括についてはその期間を確保するものの、講評を授業形式で実施するかどうかについては担当教員に委ねることとなった（平成 24 年 12 月教授会決定）。

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

2-1-4：重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適當と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

2-1-5：重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

(1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) 10 単位

(2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 32 単位

(3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 12 単位

2-1-6：重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内

容)	
ウ クリニック	(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的な事例に則して学ばせる教育内容)
エ エクスターンシップ	(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目	(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目的学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的问题、技術的问题が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
	(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
	(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
ア 法情報調査	(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
イ 法文書作成	(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)
2-1-7 : 重点基準	基準2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。
2-1-8 : 重点基準	基準2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。
2-1-9 : 重点基準	各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

2 クラス編成と授業の実施方法

平成21年度までは、本研究科の入学定員は100人であった。このうち、未修者はおおむね70人程度、既修者は概ね30人程度であったため、1年次においては2クラス、2年次以降については3クラス制をとり、1クラス40人未満を基本とするクラス編成を行ってきた。

平成22年度からは、入学定員を80人とし、またそのうちの法学未修者の受け入れの目安を概ね30人としたため、1年次(未修者クラス)は1クラス、2年次以降は、2クラス(法学未修者、既修者の混成クラス)へと順次移行した。その結果、2年次以降の大半の必修科目では、1クラスの人数は40人台となつたが、それでも認証評価基準3-1-2の定める50人を上回ることはない。また、再履修者が多い場合など、履修者数が90人を上回るような場合には、再履修者クラスを設けて3クラス制をとるなど、少人数教育の実質を維持するよう努めている。

3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

3 コアカリキュラムへの対応

「特別委員会報告」は、法律基本科目と法律実務基礎科目について、共通的な到達目標を設定し、法科大学院教育の質の向上を図ることを求めた。特別委員会報告においては、「共通的な到達目標は、ミニマム・スタンダードとして、法科大学院修了者として最低限度備えておくべき能力等を示すもの」であり、単に共通的な到達目標を達成すれば十分であるという趣旨のものではないとされている。しかしながら、実際に設定された共通的な到達目標は、学生が学ぶべき項目をかなり細かく列挙したものであり、そのすべてを授業で扱うことを見定したものでもない。そこで、本研究科では、学生が授業で学ぶ項目と自学自習により習得しなければならない項目とを区別できるよう、平成24年度から法律基本科目のシラバスに各授業回で取り上げる事項が共通的な到達目標のどの項目にあたるのかを明示することとした。

さらに、共通的な到達目標に沿った自学自習の一助とするため、修了生の助力を得て、司法試験の短答式試験の問題をもとに作成した正誤問題を作成し、これを授業における小テストや学生の自学自習のための教材として利用できるようにした。

3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

(1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

(2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

(3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

4 第4章の点検結果と課題

本研究科のカリキュラムは、法律基本科目について基礎→応用→総合という科目配置によって、積み上げ型の学習を可能にしている。

「特別委員会報告」において求められている未修者教育の充実のための取り組みとして、本研究科では、民法の科目増加、導入演習の設置などのカリキュラムの変更を行っている。

今後の課題としては、少数とはいえる存在する、本研究科入学以前には法律の学習経験を有しない未修者に対応するためのさらなる取り組みが必要である。

第5章 教育の成果

1 成績評価

本研究科においては、各科目における成績評価自体は担当教員に委ねているものの、成績評価の在り方については、「成績評価に関する申合せ」を設けて統一的な取り扱いを徹底している。申合せに従い、成績評価は以下のように行っている。すなわち、成績評価は、期末試験、小テスト、レポート、ならびに出席及び授業での発言等平常点によって、「S」、「A」、「B」、「C」及び「F」(不合格(60点未満))の5段階評価で行い、「A」から「C」については相対評価としている。成績分布の在り方については、Sは合格者の0%～5%未満、SとAの合計は合格者の20%～30%の範囲、Bは合格者の40%～55%の範囲、Cは合格者の25%～35%の範囲に設定している。この原則に例外が認められるのは、受講生が少數の科目と、合否で成績評価をしている科目のみである。

*資料 成績評価の申し合わせ(平成24年1月19日改訂、抜粋)

⑤ 教員は、平常点の採点結果と期末試験成績記入表の点数とを合計し、その合計点(100点満点)をもって最終的な成績評価のための素点とする。
素点が60点未満の者(不合格者)については素点をそのまま評点としてKOANに入力する。
素点が60点以上の者(合格者)については、以下の(i)(ii)の手順により相対的に決定した評点をKOANに入力する。

(i) S・A・B・Cの割合はそれぞれ以下の範囲を厳守する。
Sは合格者の0%～5%未満
SとAの合計は合格者の20%～30%の範囲
Bは合格者の40%～55%の範囲
Cは合格者の25%～35%の範囲
上記各割合の範囲から逸脱する場合には、当該科目の担当者は、特段の理由を成績評価に関する講評書の中に明記し、教務委員会が教授会に報告する。

※「特段の理由」として想定される場合とは、「受講生が20人前後程度までの少人数の科目」または「演習あるいは実技的な内容を持ち、平常点の割合が大きい科目」であるために、同点者が多くなるなど、調整ソフトを使っても所定の割合におさまらないような場合を考えている。
同一学期に複数のクラスが開講されている科目の場合、全クラスをあわせた総受講者での成績分布が、所定の割合内におさまっていなければならない。

成績評価の基準にしたがった成績評価を確保するための措置として、筆記試験の採点は、学籍番号・氏名が記入されていない答案(答案の特定には別途指定する番号を使用)を行っている。また、成績分布が授業科目間で著しく乖離しないよう、上記のような成績分布

の範囲を定めている。

なお、成績評価について学生に異議がある場合には、研究科長に異議の申立てを行うことができる制度を設けている。

2 到達目標の設定と進級制、修了認定

科目別の到達目標

各授業科目における到達目標は、シラバスに明記して学生に周知している。また、当該科目の学習が、法科大学院で学ぶべき項目のどの部分をカバーしているのかが理解できるようするため、平成23年度以降、法律基本科目については、シラバスにおいてコアカリキュラムの該当項目を掲げることとした。

*資料 シラバス記載事項（平成24年12月20日改訂、抜粋）

（2）授業の目的

＜授業によって学生が修得すべき到達目標を掲げる＞

…中略…

（5）授業計画

- ・ 法律基本科目については、コアカリキュラム対応箇所についても明記すること。

例：コアカリキュラム ○-○-○参照 等

学年別の到達度を判定する進級制

修了認定の厳格性を確保するための措置としては、2年次進級には、第1年次配当の必修科目28単位以上の修得及び第1年次に修得した単位の総数について「C」判定の単位が10分の7以下であること、第3年次進級には、第1年次配当の必修科目32単位の修得、第2年次において第2年次配当の授業科目22単位以上の修得、及び第2年次に修得した単位の総数について「C」判定の単位が10分の7以下であること、を進級要件として設けている。

進級制により原学年留置となった学生については、C評価であった科目については再履修をさせることとしている。同一学年には2年を超えて在学できないこととしているので、進級制とこの再履修制度、在学期間の制限は、学習成果を上げる見込みの乏しい学生を早期に他の進路を選択させる意味も持っている。なお、1年次から2年次への進級率は、平成19年度82.5%、平成20年度95.2%、平成21年度81.8%、平成22年度73.2%、平成23年度86.4%となっている。2年次から3年次への進級率は、平成19年度97.4%、平成20年度97.1%、平成21年度91.4%、平成22年度93.4%、平成23年度87.2%となっている。

修了認定

本研究科における修了要件は、下の資料のように、法学未修者にあっては 96 単位（平成 24 年度入学者からは、98 単位）であり、法学既修者にあっては、1 年次配当の法律基本科目分 30 単位を取得したものとみなすため、66 単位である。

*資料：開設科目数・単位数と修了要件（HP 掲載）

区分	開 設 授 業 科 目 数 ・ 单 位 数				修了に必要な 修得単位数	
	必修科目	選択必修科 目	選択科目	合 計		
法 律 基 本 科 目	公法系科目	5 (10)	1 (2)	1 (2)	7 (14)	必修科目 54 単位
	民事系科目	12 (32)	4 (8)	2 (4)	18 (44)	
	刑事系科目	6 (12)	0 (0)	1 (2)	7 (14)	選択必修科目 4 単位
法律実務 基礎科目		3 (6)	10 (20)	3 (6)	16 (32)	必修科目 6 単位 選択必修科目 6 単位
基礎法学・ 隣接科目		0 (0)	11 (22)	1 (2)	12 (24)	選択必修科目 4 単位
展開・先端科目		0 (0)	35 (80)	1 (2)	36 (82)	選択必修科目 16 単位
合 計		26 (60)	61 (132)	9 (18)	96 (210)	96 単位

法科大学院認証評価基準の解釈指針 4－1－2－2 は、「進級要件を定めるに当たっては、GPA 制度が効果的に活用されていることが望ましい。」としている。また、解釈指針 4－2－1－2 は、「法科大学院の修了判定に当たっては、GPA 制度が効果的に活用されていることが望ましい。」としている。本研究科では、取得単位数と成績（C の割合）による進級要件を定め、取得単位数による修了要件を定めている他は、GPA 値による進級要件、修了要件、修了試験による修了認定などの条件は設定していない。GPA の算出自体は、平成 23 年度からはじめており、素点による評価との差異を検証しているところであるが、前述（第

5章の1) のとおり、各科目における相対評価を徹底しているため、素点平均点による順位付けが有効に機能していること、取得単位数だけでなく、Cの割合が多い者について進級不可とする進級制度により、GPA値を進級要件とする場合と同じ効果があることから、現時点ではGPA制度への本格移行はしていない。また、修了要件としてGPA値を用いることについても、各科目において絶対基準により単位認定(合否の決定)を行っていることや、進級制が年次進行に見合った学力を有していない学生に再度の学習を促す効果を持っていることから、GPA値を用いなくても、法曹となるための基礎的な力を有する者に修了認定をするという実質は保たれている。なお、標準年限(未修者にあっては3年、既修者にあっては2年)での修了率(修了者/入学者)は、平成23年度修了者については、未修者66.2%、既修者91.5%である。

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。
この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える

部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目 8 単位

イ 民事系科目 24 単位

ウ 刑事系科目 10 単位

エ 法律実務基礎科目 10 単位

オ 基礎法学・隣接科目 4 単位

カ 展開・先端科目 12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目的単位を、修了要件単位数の 3 分の 1 以上修得していること。

ただし、基準 2-1-5 のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準 2-1-5 のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

3 司法試験

法曹養成を主たる目的とする専門職大学院である法科大学院においては、学習成果の指標として、修了生がどれだけ司法試験に合格したか、が問われざるを得ない。本研究科においても、教育の充実と学生に対する学習サポートの充実により、合格者を増やすべく努力を重ねてきた。その結果、平成 24 年度までの司法試験（当初は「新司法試験」）において、累計では 336 名の修了生が司法試験に合格し、法曹への道を進んだ。本研究科の合格状況の特徴は、既修者の合格率が累計でみると概ね 8 割を超えていること、未修者においても概ね 5 割の合格率を残していることである。これはいずれも全国平均を上回るものであり、また、合否と学内における成績順位がきわめて強い相関性を示していることも特徴として挙げることができる。これは、本研究科の教育が全体として法曹養成のために必要な質を有していることを示している。

*資料 年度別司法試験合格者数

試験年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
各年合格者数	10	32	49	52	70	49	74	計 336

資料 修了生の累計合格率

修了年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
修了者数（うち未修）	21	77(70)	95(79)	119(84)	104(69)	93(55)	95(51)
累積合格者数（うち未修）	17	45(38)	55(42)	65(37)	62(33)	49(24)	43(20)
累積合格率（全体）	80.1%	58.4%	57.9%	54.6%	59.6%	52.7%	45.3%

累積合格率・既修	↑	100%	81.3%	80.0%	82.9%	65.8%	52.2%
累積合格率・未修	—	54.2%	53.2%	44.0%	47.8%	43.6%	39.2%

(OULS ニューズレター第 8 号掲載の図表に加筆)

4 修了生の就職状況

本研究科は、平成 16 年の創設以来、平成 24 年 3 月までに累計 604 名の修了生を送り出してきた。修了生の主たる進路である法曹となるためには、修了後 5 年のうちに 3 回の受験機会がある司法試験を経なければならない。司法試験受験中の修了生は、いまだ進路が確定していないため、実態把握が困難となる。そのため、平成 19 年時点（前回自己点検評価時点）においては、数値データを示すことができなかつたが、その後情報集約を進めている。司法試験受験中の者については、なお現況の把握は困難であるが、現在本研究科において把握している修了生の就職状況（平成 24 年 10 月時点）は、以下のとおりである。

任官者 19 名（うち裁判官 15 名、検察官 4 名）

弁護士登録者 178 名

公務員 36 名

民間企業等 71 名

他大学院への進学 1 名

5 第 5 章の点検結果と課題

本研究科の修了生は、司法試験受験中のものを除き、すでに多数が社会において法曹として、あるいは本研究科での学習経験を生かすことのできる職場で働いており、「法化社会」の実現という司法制度改革の大きな目標の実現に寄与している。

修了後 5 年のうちに 3 回までの受験資格を認めるという司法試験の制度的制約のため、受験資格を失った修了生も少なくはない。しかし、その場合でも、研究科として把握している限りでは、本研究科在学中の学習経験が別の職域において生かされていることが分かる。法曹以外の進路について、在学中から認識できるようにするキャリア教育が今後も必要である。

第6章 学生支援

1 学習支援

本研究科では、平成 19 年度から、全学生を教員一人当たり 10 数名に割り振って担任するコンタクト・ティーチャー制度を設けている。この制度は、1 人の教員が各学年 3~4 人、3 学年合わせて 10~12 人程度の学生を受け持ち、きめ細かい助言・サポートを行うものである。コンタクト・ティーチャーは、毎学期に少なくとも 1 回は受け持ち学生と面談を行い、その結果得た学生の学習状況等について、いわば「学生カルテ」というべきコンタクト・チャートに記録し、教員間で共有できるようにしている。コンタクト・チャートは、入試成績、履修状況、成績表、素点順位、GPA、面談記録、個別コメントを含んでおり、学生指導のための基礎資料となっている。

学生からの質問等に対応し、学生の自学自習をサポートするための取り組みとしては、研究科創設以来、全専任教員が週に 1 コマ以上、授業時間以外にオフィスアワーを設けており、各教員のオフィスアワーの時間帯については、学生に周知している。しかしながら、オフィスアワーの時間帯に教員が研究室に待機していても、他の授業がその時間帯に入っている等の理由で、学生がほとんど来ないという実情もあった。また、学生からのアプローチを待つというオフィスアワーでは、真にサポートが必要な学生が指導体制から漏れてしまうという問題も指摘されるようになった。そこで、平成 22 年度からは、他の授業とのバッティングが少ない木曜日の午後に、「木曜オフィスアワー」として、法律基本科目のうち、一年次配当科目については、学期中に 4 回以上、授業を補完するオフィスアワーを設定している。

また、後述する学生支援室の中に「学習サポート担当会議」を設け、課外の学習支援についての取り組みを行っている。その取り組みの一つとして学生の自学自習に資する学習教材の開発があり、平成 22 年度に修了生の協力を得て、司法試験の短答式試験の過去問をもとに、学習の到達度を自分でチェックできる正誤問題を作成し、学生の利用に供している。これをもとに、本格的な e-learning 教材の開発も行っており、平成 23 年度からは試行的に教材の提供を始めている。

7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

7-2-1

学生が在学期間に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

2 経済的支援

経済的な支援面については、奨学金に関する情報（日本学生支援機構第一種・第二種奨

学金、地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金など)、本学の入学金・授業料免除制度についての情報を学生ハンドブックや本研究科ホームページに掲載し、また募集時期においては掲示を通じて学生に対して周知徹底する体制をとっている。それぞれの申請に必要な教員の推薦書等については、コンタクトティーチャー(上述)が担当し、学生に便宜を図っている。

*資料 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1)学費

区分	金額	備考
入学料	282,000 円	<p>経済的な理由により入学料の納付が困難であり、学力基準を充たす者は、予算の範囲内で、本人の申請に基づき選考のうえ、入学料の全額又は半額が免除される制度がある。</p> <p>次の各号の一に該当する者。</p> <p>① 学部学生又は大学院学生で、入学前1年以内において、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人若しくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が著しく困難であると認められる学生。</p> <p>② 大学院学生は①の他、経済的理由によって納付が困難であり、学力基準を充たす学生。</p> <p>※上記に該当していても入学料を納付した者は、入学料の免除の対象となるない。</p> <p>学部新入生及び編入学生及び大学院新入生で、経済的な理由により納付期限までに納付が困難である者は、本人の申請に基づき選考のうえ、入学料の収納が猶予される制度がある。</p> <p>下記に該当する者。</p> <p>学部学生又は大学院学生で、入学前1年以内において、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人若しくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに納付が困難であると認められる学生。</p>
授業料 (年間)	804,000 円	経済的な理由により授業料の納付が困難であり、学力基準を充たす者は、予算の範囲内で、本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は半額が免除される制度がある。

		<p>次の各号の一に該当する者。</p> <p>① 経済的理由によって納付が困難であり、学力基準を充たす学生。</p> <p>② 各学期の授業料の納期前6ヶ月以内(新入生の前期分に限り納期前1年以内。)に、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人若しくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が困難であると認められる学生。</p> <p>※上記に該当していても申請期の授業料を納付した者は、授業料免除の対象とならない。</p> <p>経済的理由により納付期限までに納付が困難である者は、本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の収納猶予又は分納できる制度がある。</p> <p>※「授業料免除」申請者は、「授業料収納猶予」及び「授業料分納」との重複申請はできない。</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 奨学金等

名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受 給 者 数
日本学生支援機構奨学金 (第一種、第二種)	第一種: 50,000 円／月 88,000 円／月 (貸与) 第二種: 50,000 円／月 80,000 円／月 100,000 円／月 130,000 円／月 150,000 円／月 (貸与) ※150,000 円／月を選択した者については、希望により 40,000 円／月または	第一種: 無利子 第二種: 年利 3% まで	119 名 予約採用 32 名 追加推薦 2 名	第一種 103 名 第二種 32 名 ※第一種と第二種の併用者 0 名

70,000 円／月の 増額が可能。			
-----------------------	--	--	--

3 障がいのある学生への支援

本研究科の学習環境は、平成 20 年に供用が開始された「文系総合研究棟（現豊中総合学館）」の完成により、飛躍的に利便性が向上した。しかしながら、この新棟においては、供用開始当初、化学物質が原因と考えられる体調不良を訴える教職員が続出した。これに対しては、原因の究明を進めるとともに、換気の徹底、空気清浄器の設置等の様々な対策を講じたが、全面的な運用を開始した以降においても、この新棟内の教室で授業を受けると、体調が悪化する学生が残った。これへの対応としては、クラスの変更、教室の変更（シックハウスの問題が生じない、旧施設の利用）によって対応した。

本研究科では、平成 23 年度までは身体に障がいのある学生の入学はなかったが、平成 24 年度に視覚障がい（弱視）のある学生が 1 名入学した。この者については、教室内の座席の配慮、試験問題の拡大印刷、試験時間の延長など学習上の不利益が生じないようにする配慮をしている。

*法科大学院認証評価基準

7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

4 キャリア支援

(1) 学生支援室の設置

本研究科では、平成 22 年度より法学研究科と共同で学生支援室を設置し、法経研究棟 2 階に専用スペースを確保して、その中に学生が自由に利用できるラウンジコーナーを設けている。この学習支援室を機能させるための部内組織として、法学研究科と共同で設置する「学生支援室」があり、学習支援だけでなく、キャリア支援についてもこの室が担当して様々な取り組みを行っている。

(2) ALEC の取り組み

本研究科では、平成 19 年度文部科学省の専門職大学院等教育推進プログラムに「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成—プロセスとしての紛争解決に向けて—」が採択され、その実施組織として ALEC（アドバンスト・リーガルエデュケーション&キャリア）を設けて、教材開発やシンポジウム、キャリア支援のための取り組みなどを行ってきた。このプロジェクト終了（平成 21 年 3 月）後も、キャリア支援の部分については ALEC の

取り組みを学生支援室が引き継いで継続し、平成 21 年度以降、以下のような取り組みを行ってきた。

*資料 ALEC 講演会の実施状況（平成 21 年度以降）

平成 21 年 5 月 7 日 講演会「民事訴訟法学の今昔」講演者 高橋宏志教授
平成 21 年 6 月 11 日 「日本司法支援センター（愛称法テラス）に関する説明会」講師 徳山育弘弁護士（日本司法支援センター阪神法律事務所）
平成 21 年 10 月 15 日 講演会「証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割」講演者 萩原秀紀氏（証券取引等監視委員会事務局次長）
平成 21 年 11 月 5 日 日本司法支援センター阪神法律事務所見学会
平成 21 年 11 月 19 日 ワークショップ「卒業後への処方箋（その 1）－公務員を目指す皆さんへ」講演者 柴田尚彦 氏（大阪府 課長補佐）大阪大学法学会と共に催
平成 22 年 3 月 4 日 講演会「韓国における法曹養成制度の改革」講演者 田炳西（CHON BYUNG SEO）氏（韓国中央大学校 法学専門院 教授）
平成 22 年 3 月 17 日 講演会「コンプライアンス・ロイヤリング－日常の企業活動を支え、非常時の危機の克服を支援する、励ましとしてのコンプライアンス」講演者 大澤恒夫弁護士
平成 22 年 3 月 25 日 講演会「モデルケースで見る会社再建の実務－弁護士の決断と財務諸表からのアプローチ」講演者 東畠敏明氏（弁護士・北総合法律事務所）
平成 22 年 10 月 7 日 講演会「検察と法曹」講演者 佐々木茂夫氏（弁護士・元大阪高検検事長）
平成 23 年 3 月 23 日 講演会「国際的なビジネス分野における弁護士業務－中国における経験を中心に」講演者 甲斐史朗氏（西村あさひ法律事務所）
平成 23 年 9 月 28 日 講演会「信託の基礎－信託実務の魅力と今後の可能性」講演者 堀野桂子氏（北浜法律事務所・外国法共同事業）
平成 24 年 4 月 12 日 講演会「法曹と法整備支援～何が求められるか～」講演者 山下輝年氏（法務省法務総合研究所国際協力部長・検事）
平成 24 年 5 月 2 日 講演会「法曹を目指す若い諸君に期待するもの」講演者 吉野孝義氏（大阪地方裁判所長）
平成 24 年 9 月 18 日 講演会「家事事件実務について 縛り事件で残された争点」講演者 木内道祥氏（弁護士／木内・谷池法律事務所）

(3) 大阪大学法曹会による支援

法曹となった大阪大学の卒業生（法学部、他学部および高等司法研究科出身者）で組織される大阪大学法曹会は、平成 20 年 10 月に役員体制等を整えて組織化された。大阪大学法曹会は、その目的の一つに「大阪大学法学部・法学研究科、大阪大学大学院高等司法研究科の支援」を掲げた OB 組織である。阪大法曹会から高等司法研究科に対する支援とし

では、後援基金を通じた課外講座運営のための資金の提供、その講師となる弁護士の派遣、さらには司法試験合格者に対する就職支援などがある。就職支援の取り組みとしては、平成23年度より、司法試験合格者を迎えて行われる祝賀会の前に、弁護士の就職に関する情報提供と意識啓発のためのセミナーが行われている。

7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

5 第6章の点検結果と課題

学生支援室の設置により、学習支援、経済的支援、キャリア支援について法学研究科と協力しつつ、責任をもって取り組みを行う体制が作られている。この点は積極的に評価されるべきである。学習支援の取り組みについては、それが単なる受験指導にとどまることがないように留意しつつ、学生や修了生の学習ニーズに応え、正課の授業と相まって、質の高い法曹の要請という理念の実現に寄与し得るように充実を図っていく必要がある。

第7章 施設設備

1 施設の概況

平成20年度に整備された豊中キャンパス内の豊中総合学館（コモンホール）が、本研究科の教育のために利用される主要な校舎であり、本研究科が所管する講義室として、L3（収容人数：72人、面積：100.00m²）・L4（収容人数：54人、面積：76.30m²）・L5（収容人数：48人、面積：73m²）・L6（収容人数：54人、面積：76.3m²）・L7（収容人数：54人、面積：76.3m²）および5階に模擬法廷（収容人数：102人、面積：172.60m²）がある。さらに、同建物内の、全学教育推進機構が所管する301（収容人数：247人、面積：285.20m²）・302（収容人数：247人、面積：285.20m²）・401（収容人数：240人、面積：285.20m²）・402（収容人数：252人、面積：291.3m²）・501（収容人数：120人、面積：171.00m²）講義室も利用可能である。演習室としては、法学研究科が所管する総合セミナー室1（収容人数：20人、面積：50.60m²）・2（収容人数：20人、面積：50.6m²）、本研究科が所管する同3（収容人数：20人、面積：50.60m²）をいずれも利用できる。

その他、豊中総合学館に隣接する複数の校舎内の教室が、授業等のために利用できる。法経研究棟のL1・L2講義室（42・48人）、セミナー室A・C・D（23・30・30人）、コミュニケーションラボラトリ、文法経講義棟の22・23・42講義室（78・78・183人）、同H・I・G演習室（20・20・30人）、法経講義棟第2番・第3番講義室（207・207人）、F演習室（18人）、文法経本館のセミナー室B（22人）である。

豊中キャンパス以外では、大阪市中心部の中之島センター内の講義室を、サテライト講義室として利用できる。また、豊中キャンパスには、インターネットを利用したテレビ会議システムを設置し、中之島センターなどの遠隔地からの講義にも対応している。

本研究科の授業で使用する教室のほとんどは、ネットワーク接続口やプロジェクタを備えており、マルチメディアプレゼンテーションを利用した授業を行うことができる体制にある。また、学生が無線LANを使用出来る環境が、豊中総合学館のL3・L4・L5・L6・L7講義室、総合セミナー室1・2・3、法経研究棟のL2講義室、セミナー室Aについて整備されている。ちなみに、教員から学生への講義資料の配布、情報伝達等は、WebCT（平成24年9月よりCLE）とKOANシステムによりインターネットを通じて行うことが可能である。

2 自習室

自習室として、豊中総合学館6階、7階に、院生研究室L1（収容人数：85人、面積：172.60m²）、L2（収容人数：85人、面積：172.60m²）、L3（収容人数：85人、面積：172.60m²）、L4（収容人数：85人、面積：172.60m²）がある。席数は合計して340席で、在籍者全員に座席を確保している。また、いずれの自習室においても無線LANの使用が可能である。

その他、自習室と同じフロアの談話室、給湯室を利用でき、コピー機（談話室内）や学生用ロッカーも設置されている。

コンピュータを利用した文書作成、情報検索等のため、豊中総合学館 6 階に本研究科学生専用のコンピュータ室（30 台）があり、また、法経研究棟 5 階の法学研究科・高等司法研究科マルチメディアルームの利用も可能である。

3 図書館

本研究科の教員による教育・研究及び学生の学習のための利用に供される図書・資料を所蔵する主な施設として、豊中キャンパスの附属図書館と法経研究棟 2 階のローライブライ 1～4 とがある。

附属図書館は、全学の中核となる図書館であり、法学関係の図書や雑誌類も数多く所蔵されている。同図書館の開館時間は、月～金は 8 時～22 時（授業休業期間は 9 時～19 時）、土・日は 10 時～19 時（授業休業期間は 10 時～17 時）、祝日は 10 時～17 時（授業休業期間は休館）である。

ローライブライ 1 のうち、1～3 は、本研究科と法学研究科とが共同で管理し、法学部・法学研究科および高等司法研究科の教員・学生の利用に供されている。ローライブライ 1 は、教員の教育・研究および学生の学習のために必要な和雑誌、法令集、判例集、マイクロ資料等を、同 2 は、洋雑誌、外国法令・判例集（英独仏他）等を所蔵している。ローライブライ 1 には、閲覧机 1 台および閲覧席 4 脚のほか、教員ないし学生の使用に供される情報検索・収集用に、主要な文献・判例データベースを閲覧することのできるコンピュータ 2 台およびプリンター 2 台、コピー機 2 台（1 台は教員専用）が設置されている。開室時間は、月～金曜日の 9 時から 17 時までであるが、和雑誌、判例集など教員・学生の使用頻度の高い文献を所蔵するローライブライ 1 は 20 時まで開室している（授業休業期間を除く）。ただし、教員は、閉室時においてもカードキーにより自由に利用できる。

ローライブライ 4 は、もっぱら本研究科の学生の学習支援のために設けられた図書館であり、法科大学院生が授業準備、自習のために必要とする基本書やケースブック等の図書（平成 24 年 9 月段階で約 3000 冊）、代表的な法律専門雑誌（約 4000 冊）、判例集等の資料（デジタル資料を含む）を所蔵する。また、利用者用パソコン 2 台およびプリンター 2 台、閲覧テーブル 2 台、閲覧席 8 脚、図書管理用パソコン 1 台、コピー機 2 台が設置されている。開室時間は、平日の 8 時 30 分から～ 19 時および土曜・日曜・祝日の 13 時～17 時となっている（休室は年末年始のみ）。

ローライブライ 1～4 は、法経研究棟内にあり、自習室のある豊中総合学館と同じ建物内にはないが、豊中総合学館と隣接し、5 階には連絡通路もあるため、利用に支障はない。また、附属図書館も同一キャンパス内の比較的近い場所にある。

なお、図書館外でもインターネット等を通じて利用できる電子情報として、判例・文献データベース（LEX/DB Internet）を教員による研究・教育及び学生の学習用に提供して

いる。また、ローライブラリおよび教員のコンピュータにおいては、法律判例文献情報、判例体系、法律時報文献月報検索サービス、日経テレコン、Lexis-Nexis、Hein-on-Line等各種オンラインデータベースを自由に使うことのできる環境にある。

ローライブラリ1と3には、専門的能力を備えた常勤職員4人を配置しており、司書の資格を有する職員を含め、全員が法情報調査に熟達している。これらの職員は、ローライブラリ所蔵の図書資料等に関して、オリエンテーション、ワークショップ（判例調査、法令調査など）を開催し、学術情報の利用等についてのリサーチ・スキル向上のために支援を行っている。また、資料室のホームページには、リサーチ・ガイド、ニュース、新着資料案内等のページを設け（<http://www.law.osaka-u.ac.jp/library/>）、利用者に最新の情報提供を行っている。

4 その他施設

教員室（研究室）は常勤専任教員に1人1室、実務家みなし教員には2人で1室を確保している。また、非常勤教員は、授業準備や学生の応対に利用するために、教員控室および法文経本館2階のコモン・ルームを利用することができる。教員室は、学生4～5名を受け入れるに十分な大きさを確保しており、授業の前後やオフィスアワー等における学生との質疑応答や相談に用いられている。また、教員室・控室には、インターネット回線や什器など、授業準備等のために必要な設備が整えられている。

附属図書館を含む以上の施設のいずれについても、本研究科が直接その管理・運営に参画しており、また、教育及び研究その他の業務に支障なく使用できる状態にある。

10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

5 第7章の点検結果と課題

教室の規模、質及び数については、電子化への対応を含め、十分な設備が確保されているということができる。また、教室の位置も、学生用自習室も置かれた豊中総合学館（コモンホール）に主要な教室が所在し、他の教室がある校舎も豊中総合学館に隣接しているため、移動に不便はない。学生自習室も座席数等が十分に整備され、利用時間等に鑑みた利便性も高い。また、図書館や教員室の十分な施設が整備されている。

課題として、無線LANを使用できない教室も残っているので、今後一層の拡充に努めるべきであり、また、電子データベースの利用や蔵書の継続的更新・充実についても注意を払う必要がある。

第8章 FD及び質保証・評価体制

1 FD活動

FD活動を実施するための体制として、平成22年度よりFD・教育企画委員会が設置されている。同委員会は、従来のFD委員会を改組したものであり、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動のみならず、カリキュラムの点検及び改善やeラーニングの整備を担当するものとされ、FD活動と教育企画活動を有機的に結合させるとともに、FD・教育企画委員会が企画立案機能を担い、教務委員会が実施機能を担うという形で、両委員会の役割を明確化したものである（大阪大学大学院高等司法研究科の管理運営に関する内規12条、13条、大阪大学大学院高等司法研究科FD・教育企画委員会内規2条）。

教育内容等の改善活動として、以下のものを実施している（解釈指針5-1-1-1, 5-1-1-2）。

(1) 学生からの評価・改善に関する意見の収集

本研究科では、学生からの意見の収集手段として、授業改善アンケートと研究科アンケートを、毎年、学期毎に実施している。授業改善アンケートは授業開始後1か月ほどを経過したころに実施し、授業担当教員がアンケート結果を各自参照して、当該授業改善に活用している。研究科アンケートは、学期末に実施し、カリキュラムや設備等を含め、高等司法研究科の教育全体についての意見を聴取するものである。研究科アンケートの結果は教授会に報告して意見交換を行うとともに、すぐれた授業についての投票で上位となった授業の担当教員を表彰している。

平成23年度第1学期 高等司法研究科 授業改善アンケート

※ 2・3年次の必修科目及び複数クラスを開講している選択必修科目については、必ず下記のように受講クラスについても記入してください。

例：憲法応用E、行政法応用1N

授業科目名	クラス	授業担当教員名	<注意>
			担当教員名も誤りのないように記入すること。

* A=強くそう思う、B=そう思う、C=どちらともいえない、D=そう思わない、E=全くそう思わない

[1] 授業運営について

1. 1回の授業について想定される自習（予習・復習） A B C D E

時間はシラバスに記載しております。教材はその想定時間内に自習を終わらせるのに適切な量ですか。

[2] 授業内容について

2. 配付資料（レジュメ等）の量は適当ですか。 A B C D E

（該当なしの場合は答えなくてよい。）

3. 板書の量は適当ですか。また、読みやすいですか。 A B C D E

[3] 質問について

4. 授業の内容について担当者に質問する機会が十分に与えられていますか。 A B C D E

[4] 全体的に

5. この授業に満足していますか。 A B C D E

[5] 自由記載欄

6. 授業に対する意見・感想・希望などを書いてください。

その他の学生からの情報収集方法として、意見箱を設置して学生がいつでも意見や提案を行えるようにしている。平成 20 年度から 24 年度 1 学期までに計 47 件の意見が出されている。学生の意見を制度の改善に結びつけた例としては、平成 23 年度に司法試験選択科目のガイダンスを 2 年次の履修登録前に行ってほしいとの要望を受けて、教務委員会での検討の上、各科目担当教員の協力を得て、科目選択の指針をとりまとめ、掲示・配布する方法により、学生の要望に対応したことが挙げられる。また、この他にも、学生が組織する団体である学生委員会の代表者から意見や要望を聴取する機会を毎年設けている。さらに、平成 22 年度より、学生、教員、事務職員が自由に参加できる懇談会として、待兼山茶話会（まっちや会）を開催することにし、平成 22 年度は 8 回、平成 23 年度以降は年 4 回開催している。

(2) 授業見学会

本研究科では、教員が相互に授業を見学する授業見学会を行ってきた。平成 22 年度までは、毎年 10 回程度の授業見学会を実施していた。実施にあたっては、授業担当教員が事前に「授業見学会担当教員調査票」を作成し、見学した教員は、授業後に「授業見学会参加教員報告書」を提出し、また、授業担当教員がこれを見て「授業見学会担当教員改善報告書」することにより、相互の授業改善に資するようにした。この取り組みにより、平成 22 年度までに、ほぼすべての教員の授業が見学対象になった。そこで、本研究科の FD は他の教員の授業を「知る」という段階から、優れた方法論を抽出して「学び共有する」という段階への移行を図る時期が来たとの認識から、平成 23 年度は見学会を実施せず、FD 教育企画委員会において、各教員の教材作成上あるいは授業遂行上の工夫について情報を収集することとした。これを受けて、平成 24 年度は、1 学期に、前年度の研究科アンケートで高く評価された授業を見学対象とする形で見学会を実施した。実施にあたっては、必修科目と選択必修科目についてそれぞれ 3 科目を見学対象とし、見学会に参加した教員には、見学した授業のすぐれた点や自己の授業の改善点について参考にすべき点を記載した授業

見学会参加報告書を提出することを求め、提出されたすべての報告書を教授会に提示し、情報を共有するとともに、授業改善に向けた意見交換を行った。

授業見学会 参加教員 報告書
・報告者名 :
・日時 : 年 月 日 時限
・科目名 :
・担当教員名 :
1. 見学した授業について
見学した授業について、工夫されていると感じた点、参考になると評価された点など、これはよいと思われたことをお書き下さい。
2. 自己の授業の改善点について
見学した授業と比較することによって、自己の授業の改善点が明らかになったと思われた場合、その点を具体的にお書き下さい。

(3) 教育方法に関する講演会・研修会

教育方法に関する講演会・研修会としては、本研究科主催のものその他、法学研究科や全学主催のものを含め、主なものを挙げると以下の通りである。

平成22年1月14日 本研究科主催 講演会 清水浩大阪大学情報科学研究科副研究科長「情報科学研究科におけるFD活動について」
平成22年9月8日、17日 全学FD研修
平成22年12月8日 全学ハラスメント講習会 吉武清實教授（東北大学学生相談所副所長）「アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止—知っておきたいこと—」、角田由紀子弁護士「大学におけるセクハラ防止のために」
平成23年2月10日 法学研究科FD委員会 FD研修 サイバーメディアセンター「講習会 WebCT 初級編」
平成22年3月4日 本研究科ALEC企画 講演会 田炳西氏「韓国における法曹養成制度の改革」
平成23年9月8日 法学研究科FD委員会企画 FD研修 三成賢次教授、三阪佳弘教授、福井康太教授（コーディネータ）「授業のためのパワーポイントの作り方・使い方」
平成23年9月13日、16日 全学FD研修
平成24年2月9日 法学研究科FD委、学生支援室 中川晶（「なかがわ中之島クリニック」院長） メンタルヘルス研修

平成24年2月23日 法学研究科法曹養成科研 EUIJセミナー ミルヤ・シュトルク氏（ドイツ・ハンブルク大学法学部助手）「ドイツにおける法曹養成と法学教育」
平成24年9月21日、26日 全学FD研修
平成24年9月13日（木） 法学研究科FD委 FD研修 酒井高子氏（留学生相談室）「留学生との接し方」
平成24年12月8日 法学研究科法曹養成科研 国際シンポジウム「公的部門における法律専門家・その養成と役割の国際比較-」

（4）教育内容に必要な知見の調査研究

本研究科教員が、他の法科大学院を訪問し、授業見学や教育方法に関する意見交換を行っている。訪問先および参加者は以下の通りである。平成22年11月15日に慶應義塾大学法科大学院においてFDに関する意見交換会を行った（谷口勢津夫研究科長、下村眞美教授、藤本利一准教授、松井和彦准教授、齋藤由紀准教授）。平成22年11月19日に、慶應義塾大学法科大学院において、民事系教員との意見交換会を行った（谷口勢津夫研究科長、下村眞美教授、高原知明教授、藤本利一准教授、松井和彦准教授、齋藤由起准教授）。平成22年11月22日に京都大学法科大学院において授業見学（潮見佳男教授）を行った（下村眞美教授、武田邦宣准教授、齋藤由起准教授、松井和彦准教授）。平成23年6月9日に関西大学法科大学院において授業見学（民事法総合演習）を行った（下村眞美教授）。平成23年11月に岡山大学法科大学院への訪問調査を行った（下村眞美教授、水谷規男教授、南川博茂教授）。

（5）実務家教員の教育経験、研究者教員の実務上の知見（解釈指針5－1－1－3）

実務家教員については、本研究科が実施する授業見学会に参加し、または自らの授業を見学した教員の意見を聴く他、他大学の訪問調査への参加（平成22年に高原知明教授、平成23年に南川博茂教授）、平成21年の日弁連「ローヤリング科目の教え方についての研修」への参加（南川博茂教授、出水順教授）、平成23年の司法研修所における研修への参加（川端伸也教授）、平成23年の日弁連「法曹養成過程における実務導入教育の内容・方法についての意見交換」への参加（川端伸也教授）により、教育方法について研鑽に努めている。

研究者教員については、平成21年度、22年度、23年度に、司法研修所における教員研修に研究者教員がのべ4名参加し、また、平成24年度には、下村眞美教授が司法修習生民事弁護出張講義を見学し、講師との懇談会にも参加した。さらに、平成22年の大阪弁護士会冒頭修習見学、平成24年の日本弁護士連合会三重弁護士会・新規登録弁護士研修に水谷規男教授が参加し、これらを通じて、実務上の知見の向上を図っている。

2 評価体制

本研究科では、平成 21 年度までは研究科内に自己評価委員会を、平成 22 年度からは法学研究科と共同で「評価室」を設け、自己点検評価、外部評価、及び認証評価への対応を行ってきた。

外部有識者による評価、助言機関として、平成 18 年度に高等司法研究科アドバイザリーボードを設置した。アドバイザリーボードは、おおむね年に 2 回開催しており、現在の委員は以下の通りである。

池田昭（毎日新聞社大阪本社論説委員）
大山隆司（京都大学大学院法学研究科教授・元札幌高等裁判所長官）
榎原美紀（弁護士・パナソニック株式会社知的財産権本部）
岩城吉信（一般財団法人アジア太平洋研究所代表理事）
中村雅臣（大阪学院大学大学院法務研究科教授・弁護士・元和歌山地方検察庁検事正）
根岸哲（甲南大学法科大学院教授・神戸大学名誉教授）
檜垣誠次（弁護士・鎌倉・檜垣法律事務所）

5－1－1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

1 1－1－1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

3 第 8 章の点検結果と課題

授業改善のための学生アンケート等の意見聴取、教員相互の授業見学会、他大学の調査、研修会等の活動が持続的に取り組まれている、

自己点検・評価の体制として、内部的には、「評価室」という専門的な組織を設け、法学研究科との連携・調整をも確保している。さらに、アドバイザリーボードによる外部評価の体制も設けており、充実した体制が整備されているといえる。

課題として、第 1 に、授業見学会の実施方法の再検討が必要である。現在は、平成 22 年度までの実施方式の見直しの過程にあるが、平成 24 年度における試行的実施を踏まえ、今後の方針を確定する必要がある。第 2 に、FD に関する講演会・研修会につき、本研究科独自の取り組みがあまり行われていない点が挙げられる。全学の FD 活動の展開も視野に入

れつつ、研究科独自の企画を実施する必要性や可能性について検討し、法学研究科 FD 委員会とも協力しつつ、適切な実施に努める必要がある。

第9章 財務（基準9－1－3）

本研究科における教育活動等は、主として運営費交付金によってまかなわれているところ、大学全体としての運営費交付金（平成24年度：70,688千円）の配分及び大学として措置された教員留保ポスト（5名分）の配置について、本研究科の意見を聴取する適切な機会（総長ヒアリング等）が設けられている。また、みなし専任教員（実務家教員）の人事費として、平成24年度においては、7,150千円の予算が確保され、教育研究等重点推進経費により、派遣検察官・裁判官等の実務家が非常勤教員として教育を担当するための予算措置（平成24年度：3,700千円）も確保されている。

さらに、教育活動等の充実のため、外部資金等を用いた取り組みが積極的に行われている。そのような取り組みとして、文部科学省大学改革推進等補助金（専門職大学院等教育推進プログラム）により関係する業界団体等と積極的に連携し、各分野の人材ニーズに即した教育の質の向上に寄与する先導的な取組（平成20年度：19,804千円）、文部科学省社会人教育支援経費（再チャレンジ経費）により、社会人学生等の教育の質の向上のための事業（平成20年度～平成24年度、平成24年度：7,820千円）を挙げることができる。

9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

第10章 管理運営及び情報公開体制

1 管理運営の独自性

(1) 法科大学院の運営に関する会議、専任の長（基準9-1-1）

本研究科は、独立の研究科として設立され、本研究科の運営に関する重要事項を審議する会議として高等司法研究科教授会を設け、その構成員は本研究科所属の講師以上の専任教員全員としている。

専任の研究科長1名と副研究科長2名を置き、この3名に4名の運営委員が加わって構成する運営委員会が中心となって、本研究科の運営を行っている。

9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

(2) 事務体制（基準9-1-2）

法学研究科・高等司法研究科事務部は、事務長、専門職員2名、庶務係7名、会計係6名に加えて、高等司法研究科担当教務係5名及び法学研究科担当教務係5名により構成している。専門職員は1名が高等司法研究科事務を担当、1名が学生支援事務を担当している。

庶務係は、庶務・人事等に関する業務を担当し、会計係は、予算要求、施設・設備管理、物品購入等の業務を担当する。

法科大学院における教学の円滑な運営のために、高等司法研究科独自の教務係を配置している。教務係においては、業務を大きく6群（入試関係、教務関係、学生生活サポート関係、修了生サポート、FD関係、その他）に分け、取り扱う業務の特異性や情報の重要性に鑑みて、それぞれの業務に群全体の責任者、主担当者・副担当者を配置していることによって、係全体の業務バランスを考慮しながら、全体を俯瞰した上で効率よく業務を行いうる体制を整備している。

9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

2 情報公開体制

(1) ウェブサイトや印刷物の刊行等による積極的提供（基準 1 1 - 2 - 1）

研究科ホームページ (<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>) を中心に、ウェブ上での情報提供を行っている。

また、各年度研究科案内、年2回のO U L S（高等司法研究科）ニュースレターなどの刊行物も発行し、本研究科の特徴や現状についての情報提供を行っている。

1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(2) 基礎になる情報の調査・収集・保管（基準 1 1 - 2 - 2）

評価の基礎となる情報は、法科大学院の認証評価のための基準にしたがって、評価室で必要な資料を選定し、関係委員会、関係事務部門において調査収集する体制をとっている。また、評価資料、とりわけ各授業の教材等が膨大な量となることに鑑み、資料の電子データ化を可及的に行っており、電子化したデータについては、事務部が保管している。

1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されること。

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

自己点検報告に対する本研究科アドバイザリーボード委員会委員によるコメント

高等司法研究科アドバイザリーボード委員会委員（平成 25 年 3 月現在）

京都大学大学院法学研究科	教授	大山 隆司
パナソニック株式会社知的財産センター	弁護士	榎原 美紀
大阪学院大学大学院法務研究科	教授・弁護士	中村 雅臣
甲南大学法科大学院	教授（神戸大学名誉教授）	根岸 哲
毎日新聞大阪本社	論説委員	池田 昭
鎌倉・檜垣法律事務所	弁護士	檜垣 誠次
一般財団法人アジア太平洋研究所	代表理事	岩城 吉信

事項	委員コメント
全般	<ul style="list-style-type: none">●自己点検報告書の内容は、客観的な視点から適正に評価がなされていると考える。●教育の理念及び目標、研究教育組織、学生の受け入れ、教育の内容及び方法、教育の成果、学生支援、施設設備、FD及び質保証・評価体制、財務、管理運営及び情報公開体制等は、法科大学院制度設置の趣旨・目的等に照らして高く評価できるものであり、学生にとって極めて恵まれた教育環境が整備・提供されていることが看取できる。●法科大学院認証評価基準に依拠して不断の検証と改善に努め、研究教育組織の整備を行い、教育内容及び方法や健全な運営管理等について一層の充実・発展を期するためにさまざまな取り組みが精力的かつスピーディー実施され、「教育の成果」に結び付いているとの印象を深くする。●「教育の成果」の一つの指標である司法試験の合格者については、常に評価に値する数値的実績を上げており、しかも、「司法試験合格と学内成績のリンク」が実現されているということは、教育内容・方法等の水準の高さを裏付けるものであり、畢竟、的確な入学者選抜、成績評価や修了認定の「適性かつ厳格な評価」の実践及び長年に亘る情報の集積と分析の結果に基づく改善への飽くなき努力の成果と思われる。
F	<ul style="list-style-type: none">●「特別委員会報告」の提言を積極的に受け止めるとともに、実効的な学習成果を目指してカリキュラム編成、クラス編成、授業の実施方法等の改変に柔軟に取り組んでいる。また、コアカリキュラムについても、平成24年度から法律基本科目のシラバスに各授業回で取り上げる事項が共通的な到達目標のどの項目に当たるかを明示するなど、提言の趣旨を踏まえながら迅速に対応している。
D	<ul style="list-style-type: none">●FD及び質保証・評価体制において、FD・教育企画委員会と教務委員会の連携が図られ、教育内容等の改善活動に積極的に取り組んでいるが、優れた授業を行つたと評価された担当教員を表彰する制度を設けている点が注目される。
活動	<ul style="list-style-type: none">●理論科目と実務科目を並行して習得できるようにカリキュラムの順序の入れ替えがスピーディーに行われている点なども改善対応の早さが伺われる。

学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ●学生支援について、とりわけ「コンタクト・ティーチャー制度」、「オフィスアワー制度や木曜オフィスアワー制度」、「学習担当サポート会議」など、充実したきめ細かい学習支援体制は特筆すべきことであり、学生にも広く受容されており、これらが司法試験合格者の増加に貢献していることは間違いない。 ●多くの講演会の開催といった情報提供や啓発セミナーを通してキャリア支援にも多大な努力がなされている。 ●コンタクト・ティーチャー制度、FD活動としてのアンケート、教員の相互の授業見学会、学生支援室の取り組み、ALECによる支援等非常に評価できる。学生の満足度の確認や優れた教育方法論の学習・共有という試みは特筆すべきである。不断な改善が行われていると評価できる。
入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> ●入試者選抜について、一般選抜と特別選抜の二本立ての制度を設けて、入学者の多様性と優秀な人材の確保に向け試行錯誤を重ねながら柔軟に対応して、法科大学院設置の趣旨に沿った取り組みをしていることが認められる。 ●多様な知識又は経験を有する者を確保する観点から、入学者の選抜において年度毎に変更を加えたり、志望理由書並びに実務経験及び社会経験も評価の対象とされている。入学後も特別選抜による入学者に対する十分な支援がなされている点も評価できる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●司法改革に制度的課題が多いことは政府内で議論されていることから自明であるが、制度的課題を一校で解決することはほぼ不可能と思われる。法曹志望者の減少やレベルの低下といった課題は、司法試験の合否及び就職口の有無に対する不安により、法曹という職業の魅力が減少したことによるものであろう。したがって、学生がもっとも重視するであろう司法試験の合否及び就職口の有無といった将来不安を少しでも取り除くことが望まれる。 ●貴校の取り組みとしては上述のとおり十分な努力がなされているので、あとはその取り組みの内容について、大学生や高校生といった将来の法曹志望者に対する情報提供の仕組みが構築されると良いのではないか。法曹の就職先として期待されている経済界へのパイプとしては、日本組織内弁護士協会(JILA)などと連携することも考えられる。